

エ・5・1（有効・保存期間：令和5年12月末）

一般(人少、生企)第52号  
令和2年6月8日

各警察署長 殿

山形県警察本部長

少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について（通達）

特殊詐欺対策については、「少年を特殊詐欺に加担させないための取組の方針について」（平成29年4月13日付け一般（少、生企）第39号。以下「旧通達」という。）に基づき、諸般の取組を推進しているところであるが、受け子等として特殊詐欺に加担し検挙された少年は、前年より減少しているものの、依然として少年が特殊詐欺の検挙人員の一定数を占めている厳しい状況にある。

また、今年、県内においても、本県居住の少年が受け子等で特殊詐欺に加担し検挙されているなど、少年が関与する同種事案の発生が懸念されることから、少年を特殊詐欺に加担させないため、下記事項に配慮して、管内の情勢に応じた取組の推進に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は、令和2年6月8日限り、無効とする。

#### 記

#### 1 集団的不良交友関係の実態把握等の徹底

少年の集団的不良交友関係は、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の温床の一つであることに留意し、事件検挙、交通違反取締り、街頭補導等のあらゆる警察活動を通じて非行集団等の実態把握を徹底し、情報収集に努めること。

なお、情報収集に当たっては、サイバーパトロール又は携帯電話機の解析等によるSNSに着目した効果的な手法に配慮するとともに、「集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進について」（平成29年4月13日付け一般（少）第38号）に基づき、関係部門間で収集した情報の共有を図り、収集した情報又は把握した実態を踏まえて、個々の集団的不良交友関係について、具体的な対策を検討すること。

#### 2 少年の再非行防止のための取組の推進

特殊詐欺の手口のうち、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺で検挙された少年の再犯者率は、刑法犯少年全体と比べて著しく高く、また、検挙された少年を学職別に見ると、その半数以上は有職・無職少年が占めている状況にあることから、特殊詐欺に限らず、窃盗犯及び粗暴犯等の少年事件を取り扱う際又は少年を街頭補導した機会等において、少年が特殊詐欺の受け子等として利用されている現状及びSNSで募集されている高額アルバイト勧誘の危険性等について指導し、少年の規範意識の向上を図るなど、こうした少年

を将来、特殊詐欺に加担させないための取組を推進すること。

### 3 学校及び家庭における非行防止への取組の促進

学校及び家庭における非行防止への取組を促進するため、学校警察連絡協議会、スクールサポーターの活動及び保護者向けの講演会等において、少年が特殊詐欺に加担している現状等について情報提供を行うとともに、少年相談は非行少年等を早期に発見する重要な契機でもあることから、少年サポートセンター及び少年相談活動の役割を周知し、少年相談の利用の促進を図ること。

また、学校と連携して行う非行防止教室等において、生徒が安易に特殊詐欺に加担することのないよう、先輩・知人等の紹介又はSNS等で募集される現金又は書類等を受け取るだけで簡単に稼げるなどのアルバイトの危険性、軽はずみな行為が重大な犯罪に関与することになりかねないこと等について指導し、少年の規範意識の向上を図ること。

### 4 効果的な広報啓発活動の実施

非行防止教室等の開催に当たっては、令和元年7月に配布した神奈川県警察本部生活安全部の作成による少年を特殊詐欺に加担させないための広報DVD及び教材を活用するなど、効果的な広報啓発活動に努めること。

### 5 部門間の連携

上記の取組を推進するに当たり、捜査部門と情報を共有し連携の上、防犯講話、「やまがた110ネットワーク」その他の広報啓発を通じて情報発信に努め、少年の特殊詐欺への加担の未然防止に努めること。

(担当) 人身安全少年課少年企画係  
生活安全企画課企画・犯罪抑止対策係